

会 議 名 (審 議 会 等 名)	川西市個人情報保護審議会(第36回)		
事 務 局 (担 当 課)	総務部 行政室 総務課 内線(2323)		
開 催 日 時	平成17年6月30日(木) 午後6時30分～午後7時30分		
開 催 場 所	本庁舎 4階 庁議室		
出 席 者	委 員	池田委員(会長)・長尾委員(副会長)・井手委員・井上委員 園田委員・高島委員・田中委員・塚口委員・中西委員・葉狩委員	
	事 務 局	西総務部長・竹中室長・篠木課長・森課長補佐・佐藤副主幹	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1 会長あいさつ 2 審議事項 諮問第20号 川西市個人情報保護条例の整備について (1) 罰則規定について (2) その他 3 その他		
会 議 結 果	別紙、審議経過のとおり。		

会 長：挨拶
 事務局：説明

本日提出資料の確認及び説明
 事前送付資料 開催通知
 本日提出資料 レジメ

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の罰則規定と川西市個人情報保護条例の罰則規定を表形式にまとめた資料
 個人情報保護条例の罰則に係る各自治体の条例例

審議事項

諮問第20号（川西市個人情報保護条例の整備について）
 罰則規定について

会 長 それでは、罰則についての審議の概略を事務局のほうからご説明いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

事 務 局 説明（略）

会 長 ありがとうございます。今のご説明で、皆様から何かご質問ございませんでしょうか…。今、ご説明いただいたように、現在の川西市の個人情報保護条例では、以前に罰則の規定を設けているわけですが、
 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の罰則と比べると、罰則は軽いものになっているので、それを法律や他の自治体を参考にしてその程度に引き上げようという、そういうことかと思えますけれども、川西市の条例は、従来から電算処理されたものに限定してないわけですね。

事 務 局 はい。
 会 長 これ、前に言いましたかね、豊中で電算処理されてないものも罰則の対象にして、検察庁とすり合わせをしたら、検事正から勧告を受けたんですよ。法律の範囲を超えてるとね。マニュアル処理のものを、処罰の対象にするのはね。川西市の条例の罰則規定の際には、そんなことは言われた経緯はないですね。

事 務 局 私どもも、勿論、検察庁に行き、協議等をさせていただいたんですけども、そのような指摘等はありませんでした。それから、姫路市もこのような規定を設けておまして、実際のところ、こういう規定を既に設けてるところの自治体の条例例とかも全部持って行って、それで基本的にはさらりと通ったような経緯はあるのですが、ただ、その時は個人情報保護法自体もできておりませんでしたし、やはりそのへんの罰則について、会長のおっしゃいましたような、そういうような、ある一定のラインとうか、線引きというようなものは、その当時は多分なかったのではないかと思います。

会 長 私も聞いたところによると、電算処理されたものを処罰の対象にするということがすんなり通っている自治体も過去にはあったけど、いずれの時点からか意見を統一して、勧告とかね、意見を検察庁が言うようになったという話なんでね…。今度持って行ったら、マニュアル処理も罰則の対象にしていると、指摘されるおそれはあるわね…。それで、説明いただいたんですけどね、現在の川西市の条例の罰則で、第46条1項1号ですが、これと上の法律と突き合わせると、この1号というのは上のどれになるんですか…。定め方そのものが、ちょっと違う定め方になるわね。他人に知らせたり、不当な目的で使用するとかってものを、

	<p>一緒にしてるわけですがけれども、法律のほうは、そういう電算処理された個人情報ファイルを複製したり、また加工したものを含んで、提供したときってわけですか。それは下のみだりに他人に知らせることと一緒にですね。または、不当な目的に使用してはならないという、53条は不当な目的で使用するというのは含んでないわけですね。これは不当な目的というものの主語は、実施機関の職員ですね。実施機関の職員が自らよこしまな使い方をしたら処罰の対象になるわけで、それは上でいったらどこになるんですか…。</p>
<p>委 会 委 員</p>	<p>法の第54条が『不正な利益を図る目的で...。』という...。 『不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき...』と。 不当な目的というのを、法律は不正な利益を図る目的というかたちで、もうちょっと明確化しているのと、使用を提供又は盗用としているという...</p>
<p>委 会 委 員</p>	<p>不当な目的に使用するっていうのを『自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で...』と。こうしてるわけやね。ですから、上の場合は、みだりに他人に知らせるとというのが刑が重くて、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金だったんだけど、不当な目的のところはそれよりも、きっと現実的に1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となってるから、今の法律では分けてるのを、従来川西市の場合は一緒にしてたってことになるわね。</p>
<p>委 会 委 員</p>	<p>これ両方ともあるんですよ。上乘せもあるし、横出しもあるし。だから46条の1項1号2号というのが、大体53条、54条にダブる部分があるんですけども、ファイルについては知らせるだけでなく、不当な目的に使用することについてもペナルティが課せられるという横出し部分がありますよね。ファイルに関してはね。法律はみだりに他人に知らせるということで、正当な理由のない提供だけを罰してますけど、川西の条例によると、ファイルについてはそれだけではなくて、不当な目的に使用することも処罰の対象になると。で、文書のほうですよ、マニュアル文書のほうは、知らせたり、知らせることについては、知らせることと不当な目的の使用というのは、ほぼダブっているのか...。ですよ。だから、ファイルに関しては、不当な目的の使用というのが横出しになっている。ただ、ペナルティは低いと。</p>
<p>委 会 委 員</p>	<p>処罰の程度は、ちょっとこっちおいとくとしてね、構成要件的なね、そういう括りをするとかね、兵庫県の他の市も参考にしたらいいですけど、もし、現在の条例の罰則の規定というのをですね、国の法律のような規定に置き換えるとね、これまで処罰されてたけども、処罰の対象から外れるとこのがありますか？</p>
<p>委 会 委 員</p>	<p>ファイルですよ。ファイルについての不当目的使用は、外さないかんことになるでしょうね。たぶん...。 ファイルの不正使用といのは、現在は処罰の対象になってるってわけ？なってるでしょう。たぶん46号1項1号、2号で、職員、受託業務従事者はファイルについても同じですよ、ファイルと文書を区別してませんから。その職務上知り得た個人情報については、知らせたり、不当目的に使用する、両方とも処罰対象になるってことですよ。</p>
<p>委 会 委 員</p>	<p>これまで処罰の対象となっていたものをですな、処罰の対象にならないような改正の仕方をするというのは、やっぱり具合悪って話になるわけ？それとも、法律の規定に足並み揃えると、そういうのが抜け落ちるといことは、やむを得ないということでした承されるって話になるわけですか？</p>
<p>委 会 委 員</p>	<p>不利益変更ではないですからね。 不利益変更じゃないもんな、逆に。</p>

委 会 委 員 長	<p>いずれにしても、理由があるでしょうね。単に法律に合わすといことだけでは、合理性がないと…。</p> <p>やっぱり、それは法律が処罰していないということだけど、従来川西は処罰の対象にしてたわけやから、そいつしないようにするってことは、それなりの理由がある。</p>
委 会 委 員 長	<p>どっちにしろ、理由が要りますよね。</p> <p>だけど、もし今度それを入れたいということになると、すんなり法律の条文そのまま持って来れないんで、またその条文を工夫せないかんという話になるわけやね。そこがしんどいな。今の条文の刑罰の程度だけを高めたらいいってわけじゃないわけやね。もし、今の刑罰を高めるといことでも、法律では分けているものを一緒にしているってことになるわけやね。法律では程度の差をつけているのが、つけられないで一緒になっているということだから、それは直さないといけないという話になるんで、どういう直し方が適切かどうか…。審議会とか審査会の委員というのは、法律の条文からいったら、どこで引っかかるわけ？法律の条文だったら、何も無いわけですか…。</p>
委 会 委 員 長	<p>法律のほうには審議会はないけれども、情報公開・個人情報保護審査会はありますよね。情報公開と一緒にしている、審議会規定ではないですけど、制度としては不服申立てについては審査会が入ってきますから情報公開・個人情報保護審査会というところに不服申立てについて諮問しなければならぬと…。</p> <p>ちょっと持って来なかったけど、情報公開審査会と個人情報保護審査会の規定が別途ありますよね。その法律では処罰の対象になっているのと違いますか…。これ、処罰の規定を作るといのもなかなか難しいね。</p>
委 員 長	<p>法の「盗用」という概念と、「不当な目的に使用」というのは同じですかね。</p>
委 員 長	<p>いや、必ずしもイコールではない。</p> <p>その辺も合わす必要が出てくるかも知れないですね。</p> <p>質問なんですけど、ここには故意にこういったことをやったものに対しての罰則規定で、過失の場合は全然含まれていないんですね。</p> <p>基本的には、過失は過失を罰するという規定じゃないとできないから、ここは故意犯なんですよね。よそのところの検討でも過失犯まで処罰したらどうかっていう意見あったんですけどね、過失犯を処罰するとなると、また法律の趣旨を逸脱するというような指摘になっちゃうんですよね。厳しすぎると、条例でね。ですから、その上乘せは難しいでしょうね。過失を処罰するというにすることはね。</p>
委 員 長	<p>例えば、フロッピィを車に積んでいて、パチンコ屋で盗まれたと、それは過失になるんですね。</p> <p>過失でしょうね。</p> <p>大体、よその自治体のは、そもそも前に罰則の規定を設けてなかったのが設けることになったからね、提言でも「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」と同様の罰則を設けるのが望ましいとかね、そういう提言になるわけやね。川西の場合は、独自に前から条例に罰則を議論して付けましたからね。その時にこんな法律なかったから、要件がこれと一致してないわけですよ。それをどうするかって話になるんで、法律の規定と同様の罰則規定にするのは簡単なんだけれども、その際に従来処罰されているものが処罰されないように、抜け落ちるものがあるという指摘になるからね、その際に今後処罰しないというのはいかがかと。だけど、法律が処罰していないから、条例もそれは目こぼしするんだというのも一つの説明かも知れないけどね…。</p>

委員	もしも、法律と同じ様にした場合、どの部分が具体的に抜け落ちますかね。
委員	個人ファイルについての提供以外の使用ですよ。これがまず落ちる。ただその場合でも、個人ファイルっていうか、秘密でしょ。法ではね。秘密というのは、個人情報という大きなくりの中の一部分ですよ。個人秘密も広い意味では個人情報だから。その辺、ちょっとまだわからないけれども、必ず落ちるのかな。むしろ軽く処罰されるっていう恰好になるのかなとも思うけど。個人情報と個人の秘密は別のものじゃないですよ。
委員	個人の秘密っていう定義ないですよ。何を秘密というのかわからないですよ。
委員	しかし、個人の情報であることは間違いない。
委員	まあ、そうですね。個人情報の中の秘密に属するものと、そうでないものと。
委員長	だから、具体的に落ちるものが本当にあるのかどうかね...。
委員	落ちるものがなければ、手っ取り早いんですわ。
委員	なかったら、法に合わせてしまって、過罰評価はちょっと変わるかも知れませんがね、処罰の対象の範囲としては、同じようなものになるかも知れませんね。
委員長	職務上知り得た個人情報を他人に知らせるといのは、提供という概念で、不正な目的に使用というのが、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的でというふうになるから、こいつは区別する必要があるのかなということです。同じ範疇に入ってるけど。
委員	使用といのは、提供又は盗用とイコールなのかどうか、すごく微妙なところですね。
委員	そうですね。そこがちょっと思うんですね。
委員長	収集といのがありますからね、そのあとに。法律のほうは...。
委員長	提供したときといのはですね、正当な理由がないのに提供したっていのはね、今の川西の「みだりに他人に知らせ」っていうんだから、みだりにといのは、限定しているということになるわけやね、提供したっていったら、みだりじゃでなくても、提供したらいけないのでしょ。
委員	「みだりに」っていうのはどんなものなのでしょう？刑法の処罰の規定の文言としてあり得る？あまりにも抽象的な言葉でいらぬという話にもなるわけ？「みだりに」ってよく聞きます？
委員	よく聞きますけど...。判決文によく出てきます。条文ではなかったのと違うかな...。
事務局	「みだりに」という部分ですが、本市条例の解釈なんですけども、お手元の手引きの161頁をご覧くださいませでしょうか。「みだりに他人に知らせとは」、ということで記載があるのですが、「他人に知らせることが、自己の権限・事務に属しない場合、あるいは自己の権限事務に属する場合であっても、正当な理由がなく知らせる場合などをいう。」というように、あくまで、解釈上ですけど、そういうふうな定義はさせていただいています。
委員長	そういう理由なんでしょうね。権限がないとか正当な理由がないとか。一回でも正当な理由がなかったら、みだりにやね。やっぱり、「みだりに」っていうのは、そういう意味では正当な理由がなくとかっていうのがいいね。
委員	正当な理由がなくでしょうね。
委員長	ここにさっき言った豊中の場合の、大阪中央検察庁の検事正からの市長宛の意見についてというのが出てきました。そこに『依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答します。』といってね、『標記条

委員	例案第61条は、個人情報ファイルを電子計算機処理ファイルに限定しておらず、行政機関の保有する個人情報保護に関する条例の範囲を超え、憲法第94条に違反するものと思慮されるため検討願います。』と、こういうふうに言って来てるね。
会長	行政規制と違いますからね。罰則ですからね。基本的にそうなるのかもわからない。罪刑法定主義…。
委員	罪刑法定主義との関係からいくと、やっぱり上乘せというのは…。自治体がそういう刑罰を自由に調節するというのは許されていないということになるんだと思う。
会長	確かに、私らもそう説明していますけどね。法律の範囲以内という。今度の条例の改正とかね、そもそも川西の現在の条例で個人情報ファイルとか、そういう規定は使ってましたっけ？
委員	使ってない。
会長	そういう個人情報ファイルとか、そういう規定を設けてなかったら、それを正当な理由なく他人に提供したとかいっても、ちょっと情報とはならないわけですからね。個人情報ファイルというものが電算処理されたなんとか、そういう個人情報という言い方をするんですか。
委員	そうですね。そういう言い方になるんでしょうね。
委員	電算機処理っていうのはなかったですか。
会長	電子計算機処理というのがありますね。個人情報の中で、電子計算機処理されたものという言い方をするんでしょうね。
副会長	今の川西市の条例の中には、これは違法収集の罰則というのは無いわけですか…。収集違反の規定はないわけですね？
副会長	ないですね。
委員	これは、設けるかどうかということになるけれども、多分法律がそういうことを罰則の対象にしているのなら、条例もこの規定を設ける必要があるという、55条に該当する規定は設けるっていうことが必要だということが出てくるわけですね。
会長	使用する場合という、どこまでなんですかね。用いる、集めることも使用になるのかな…。不当な目的に使用するというのを161頁の解説によると、自己の利益のために個人情報を使用する場合、あるいは他人の正当な理由や社会公共の利益に反して個人情報を使用する場合。情報を用いるということですかね、集めるのではなくて。使うほうですね。ということは収集ではないですね。
委員	収集もね、個人の秘密に属する自己の記録された文書、図画とか電磁的記録というものを収集したということで、職務の用以外の用に供する目的で、そういう文書とか図画とかそういう記録じゃなくて、せっせと本人が聞き出して、集めて、自分でファイル作ったらどうなるの？やっぱり処罰されるの？
会長	法のほうはそういう行為を処罰する。
委員	つまり、自分がかってに聞き込んできたやつを、自分でデータベースのようなのを作るといのが…。だけど、ここでは個人の機密に属する事項が記録された文書とか、図画とか、電子的記録を収集したときってなってるでしょ。そんなんは収集してないと、おれは個人で集めてきたんやと。個人で集めた物を自分が作成して、文書とか記録とか作って言ったら、処罰されへんわけ？
委員	いや、わかりません。それは職権を乱用してという場合に当たる可能性もありますから。
会長	それは、まるっきり別の職権乱用とかなってるけど、この個人情報の罰則規定では処罰の対象にならんわけやな。
副会長	目的を書いてましたから。何か目的を持って集めないと、ただ、趣味で

委員	集めただけでは…。
委員	趣味でというのが目的？自分でこっそり楽しむために、というのも当然ここに入るでしょうね。
委員長	供するという縛りがあるんで、単に集めて、眺めて楽しむとかいうだったら、供するに当たらへんのちがうかな。
委員長	例えば、女性の体のサイズを個人の趣味で集めまくって、自分でファイル作ってと。
委員	健康診断の書類なんかを集めていけば、やろうと思えばやれる。
委員長	それは、目的はないんで、処罰の対象外。
委員	とにかく、どういうふうにまとめたらいいか…。案がないからね。ひとつは、さっきから出てるように、法律の規定をそのまま横並びすることで、現在の処罰されている事項が、全部網羅されるんだったら、それでいくのが一番手っ取り早いし、わかりやすいということですよ。それでいけるのかどうかということの裏付けがいるわけだけれども、それが今すぐにはちょっと…、という感じで。
委員	感覚的には法に合わして、漏れるところはないかなと言う気はしますけどもね…。
委員長	川西の今の罰則の規定も法律の規定のようなものを処罰するという念頭というか、そういう頭でもって考えてるわけでしょう？ただ、それをどうやって括るかということの、括り方がちょっと違ってたわけやけれども、大体、同じようなものを処罰の対象としようということであったと思うんですよ。それで、現在の法律の53条というのは、職員と受託業務従事者というのは同じ条文でもいけると。今の川西の規定は、これを分けて規定していたわけですか。正当な理由なく他人に知らせることは不当な目的でっていうのは、こちらは正当な理由なくって書いてあったんですね。職務上知り得たという、その業務に関して知り得たとかっていうのね、法律の場合は、なんかそういうような用件書いてあるね。従事していたものとか、職員が…。
委員	その業務に関して知り得た保有個人情報って書いてありますね。54条にも書いてありますからね。53条はファイルですから、コンピューターをつけたら出てくるんですよ。別に職務に関してでなくとも、コンピューターでいくらでも…。ところが、こちらの54条のは文書ですから、職務上自分のところに回ってきた文書っていうことでしょ。
委員長	それで、業務に関して知り得たとか、職務上で知り得たとかっていうのが入るんですね。
委員	ただ、さっきから考えてるんですけど、54条の意味がようわからんのですけどね、行為として、提供と盗用とふたつありますよね。提供のほうは、相手に渡したときに既遂ですよ。これは業務に関して知り得た保有個人情報ですから、もう既に持っているやつですよ。持っているやつを第三者に提供するんですよ。盗用というのはね、これは「盗む」ってことでしょ。そうすると、この業務に関して知り得た保有個人情報を盗むというのは考えられないですよ、もう既にあるわけですから…。盗用という意味がよくわかりませんね。
副委員長	自分の持っている、自分の占有している物を使うのは盗むとは言わないですよ。自分の物じゃなしに別の情報を。しかし、条文からすると、自己の知り得た自分の範囲のものを「盗用」っていうのかな…。
委員	業務に関して知り得た保有個人情報になるとね、「盗用」っていうのはあり得ないですよ。
副委員長	そうですね。
事務局	すいません。その「盗用」の部分なんですけど、解説書とかには、「盗用」とは、不正な利益を図る目的で、自ら利用することを「盗用」とい

	うとされています。
委員	電波法では、「窃用」という概念があるんですけど、自ら使うというのは「窃用」と今まで言ってたんですよ。その解釈はよくわからないけれどもね。
委員	これ文書だからじゃないですか。電波なんかの場合は、まさにその「窃用」になるかも知れないけど。
会長	だから、法律用語って話になるわけやな「盗用」というのは。普通の人の一般常識でいう「盗用」とは違うわけやね。
委員	前の盗むでなくて、後の用いるですね。
事務局	なんか知らんけど、研究会みたいになってきたな。
事務局	質問なんですけど、先ほど、うちの条例のほうには収集の規定がないというようなことだったんですけども、その辺の解釈について私もちょっと勉強不足でわからないんですけど、例えば、第3条の「実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容を…」という、職務上知り得た個人情報
委員	の内容というものは、収集には当たらないんでしょうか。
事務局	職務上知り得た個人情報の内容っていうのは、一応権限があって、権限の範囲内で手に入れることができた情報だということでしょうね。
事務局	それは収集ではなくて？
事務局	職務行為だという、職務行為の範囲内になろうかと思います。55条の規定というのは、要するに職権を乱用したり、乱用した上で、職務の用以外の用に供する目的で、集めるってことですから、そもそも職権外の活動によって、集めているという概念でしょうね。
委員	集める行為自体が違法だってことですよ。
委員長	職務権限によるところの、職権を乱用して悪用したと。
委員長	3条の場合は、集めることが違法な集め方をしたものをいってるわけじゃなくて、職務上知り得た個人の情報を、他人に漏らしたり、おかしな目的で使った場合に、処罰の対象にしているわけでしょう。だから、収集を不正な目的とか職権を乱用して、職務に関係のない個人情報を収集するというのは抜け落ちてたんとちがう？川西市の条例では…。
委員	55条っていうのは、情報を保護するというよりも、むしろ、集めるという行為そのものの違法性で、違法に集めることを処罰するということでしょうね。
会長	処罰するのはいいけど、違法で集められた、収集された情報はどうなるの？
委員	集められてるだけなら、この範囲なんでしょうね。それを、また外に出したら、別の問題になってくるでしょうね。
会長	それで、本人を処罰するのはいいとして、不正の情報というのは、消去しなきゃいけないとか、抹消せないかんという話になるわけやね。
委員	収集して、提供したら、2回罰せられるのですか。
委員	それはならない。たぶん53条の中に吸収されるのちがうかな。予備行為みたいなんですよ。吸収関係にあると思うんですよ。例えば、人を殺すために、ピストルを準備したと。それで実際に殺したという場合は、殺人予備というのは、殺人の既遂の中に吸収されますから、殺人に関しては殺人既遂だけで処罰される。それと同じ関係なんだと思います。
会長	53条の場合は、適正に集められた個人情報のファイルのみならず、不正に集めたものを提供してもこれになっちゃうわけね。その場合は、55条を不問するという話になるというわけね。
委員	吸収ですね。ただ、53条はファイルでしょ。電磁的記録でしょ。それ以外のやつはどうなのかと言う問題が出てくると思うんですよ。例えば電磁的記録以外の文書を収集したという、そしてそれを使ったという場

委 員	合はどうなるんやろね...。
会 長	54条は、正当に集められた情報を不当な目的で提供する、使うということですよね、55条はそもそも不当に集めること自体を処罰するという ことですよ。
委 員	それをさらに利用するやつがあると。 利用部分については、罰則はないですね。
副 会 長	集めるだけでしたら、別に被害というのか、そういうのではないわけ でしょ。不正の目的をもって集めた、しかし、それを何かの行為に利用 することによって、初めて、被害が及ぶわけですけどね、集めるだけ ではいかんと言っているのは、やっぱりそんなこと流行ったらいかん からだったんでしょ。
委 員	集めたものをどこかの名簿屋に売り渡したとかね...。
副 会 長	集めて誰か持っているとするでしょ、また他人がそれを利用して何か するかも知れんから、集めたらいけませんよということですかね。外へ 出ないのに集めるだけでいかん、いかんというのはちょっとね...。
会 長	これは、集めて使ったことを前提として、集めたのを処罰するって いってても知れないという話になるね。
委 員	集めてるだけやったら、わからないんですよ。外に出て初めてわかる。 その時は不正な利用しても、それを収集したときに処罰されるのは 含まれてしまうというのかも知れないね。
委 員	文書である場合には一緒なんですかね。罰則はね...。54条、55条。
副 会 長	第一、不正な目的に使用するという行為がなかったら、見つかり ませんやん。持っていただけではね。
会 長	でも、たれ込みみたいなのはありますけどね...。さて、いろいろと 解釈上の論点を議論していただいたけれども、どういうふうにまとめ たいですかね。
委 員	53、54、55条をみるときに、54条だけ個人の秘密に属する事項 というのが、形容詞がないんですけどね。それはなくていいんです ね。
副 会 長	54条で、個人に属する事項が記録されてってなってるわけですよ ね。
委 員	前条に規定するだから、いいのではないのでしょうか。
委 員	だから、やっぱり個人の秘密に属する事項が記載されてないものは、 関係ないよと。
委 員	個人の秘密の場合は重いんですわ。秘密でない場合は軽い。54条は 個人情報一般ですから。それで電子データでない場合ですよ。そう いう場合は処罰が軽いという、差をつけてる。
委 員	知られたくない事実がいっぱい詰まったものは重いと。
委 員	しかも、電磁的記録の場合。
委 員	個人の秘密の場合は、54条になるんでしょ。
委 員	54条になるんですけども、行政文書でなければなりませんから ね。
委 員	その点は、現在の川西市の条例の罰則では意識してないのと違 う？
委 員	ないですね。
委 員	いわゆる、個人の秘密に属する事項とそうでないものと。
委 員	例えば、個人的秘密を漏らしたものですからね。これ。処罰の 対象者は。実施機関の職員の中で、3条2項の規定に違反して、 個人的秘密を漏らした者。業務に関して知り得た個人情報の中の 個人的な秘密を漏らした者と。
会 長	そうすると、上の法律のほうが、川西の条例の場合よりも広く 処罰の対象にしてることになるわけ？
委 員	多分、この頃の川西の条例化の議論としては、刑罰の対象は 実質秘でな

委員	<p>いといけないという議論ありましたでしょ。形式秘の場合は、職務違反で懲戒の対象になると。実質秘の場合は、刑罰の対象になると。だからここで、全部個人的秘密というふうに限定しているのは、そのことじゃないですかね。その後、形式秘の扱いというのが重要になってきたんで法のほうでは形式秘ではあっても刑罰を科すという、そういう流れになってきたんでしょうね。だから、その部分で川西の条例というのは、ちょっと遅れてるかも知れませんか。形式秘のものでも刑罰の対象にしたほうがいいのかも知れませんか。</p>
委員長	<p>一般的に知られていない事実であって、それが一般に知られることが、一定の利益の侵害になると、客観的に考えられるのが実質秘で。これが個人のプライバシーにかかわる秘密ということになると...</p>
委員長	<p>個人的秘密というのと、単なる知り得た個人情報というのは違いますものね。秘密というのは、実質的に他人に知られるのをはばかるのが正当だといわれるような、そういうような話になっちゃうよね。そういう点では、やっぱり、ちょっと実質秘を意識した規定になってるね、川西のは...</p>
委員長	<p>だから、川西の罰則というのは、非常に限定的な罰則の規定のあり方ですんでね。法に一拳に併せてしまっても、取りこぼしはないかも知れない。限定してるから。法のほうが広いですからね。</p>
委員長	<p>ということになると、話は簡単になってくる。法律を条例に持ってきて活かすということをやって、法律を条例にすると、何か注意事項はないかっていうのはなしだわね。その際に、法律は対象になっているのは、職員とか受託業務従事者ですよ。審査会の委員とか、審議会の委員とかっていうのは、そのままやったらあかんから、職員とか受託者の他に3号4号に該当するような規定がいるわけやね。法律をそのまま持ってきても。</p>
委員長	<p>そうですね。 第56条の規定というのは、ここまで意識してなかったっていう、条例としては...</p>
委員	<p>これ、国外犯ですからね。</p>
委員長	<p>ただ、もし設けるとしたら、川西市以外でと。 川西市以外って話やね。国外てほどじゃないけども、川西市の市域以外で犯した場合も処罰するとかっていうことで、これもいけるの？</p>
委員	<p>いけます。宇治市の事例がありますでしょ。たしか、宇治市は条例を変えて、それ入れたんじゃないかなかったですかね。</p>
委員長	<p>そうですね。</p>
委員長	<p>ただ、これなかっても、理論的にはいける...</p>
委員長	<p>そうなんですよね。56条のは外務省とかね、経済産業省とか、海外における人らを対象にしてるんです。公務員が外におるでしょ。川西市の公務員が外におるかっていうと...</p>
委員	<p>いや、受託業者が。</p>
委員	<p>あっ、受託業者ですか。</p>
事務局	<p>芦屋市のこちらの資料なんですけれども、芦屋市の条例の第57条は、今おっしゃっておられます市の区域以外ということ。</p>
委員長	<p>これですね。</p>
委員長	<p>そういたしましたらですね、今ちょっと議論したことを踏まえて、とにかく一回たたき台を作ってみないとあかんね。</p>
委員長	<p>そうですね。ちょっと、このへん重要やから細かく議論せないかんね。この処罰の規定の検討は今日だけじゃないよね。</p>
委員	<p>今日で終わりです。</p>
事務局	<p>予定としては今日までですが...別に...</p>

会	長	ああ、今日(6月30日)までとなってるなあ…。これは、とにかくある一定のたたき台がないと審議しにくいね。そのたたき台について、ここを直した方がいいとか、ここは削った方がいいとか、盛り込んだ方がいいとかとなるので…。ここでたたき台を作るというのは、かなりしんどいんで…。
委	員	これを改正する必要があるのかどうかなんですよ…。現行の罰則規定をね。刑罰のほうは別としてね。構成要件のほうを変える必要があるかどうか。
会	長	そしたら、そこらのところを詰めといて、先ほどからの議論をいくと、川西市の個人情報の条例の罰則というのは、個人的秘密を漏らした者というふうに、実質秘を漏らした者に限定しているから、今の法律の規定と比べると、範囲が狭いというような意見がありましたね。ですから、そういう意味では、法律の規定というものをその趣旨に則するということがいいのではないかという理屈が出てくると。それから、職権乱用による収集とか、職務の用以外の目的で、個人情報を収集したときの罰則の規定がないということは、これはさっきから、指摘があるとおりですから、これはまあ一応、採用するということやね。それと、地域以外で川西の条例違反した者の処罰の規定というものがいるかという、さっきの芦屋市のようなやつが。それから…。57条ていうのはどうなってるのかな…。
委	員	これは、情報開示を受けた者ですよ。
会	長	これは、今まで川西の条例では、こんなの処罰の対象にするというのではないわけね。これはどうですかね、偽りその他の手段によって、個人情報の開示を受けたというの…。というのは、どういう場合になるんですか。他人になりすまして、その他人の…。
委	員	じゃなくて、公務員に働きかけて取って来いと言って、持って来させたやつです。情報を受け取ったやつですよ。
会	長	情報を受け取ったんだけどそれはね、堂々と受け取ったやつも、勿論いいわけでしょ。
委	員	偽りその他不正の手段ですから。だから、公務員騙して、実はこんなことになって、うちいるんだけど、持って来てくれへんかって言って、持って来させたやつですよ。
会	委員長	いや、だから申請書をごまかしたっていうのも皆これになるわけね。
会	委員長	そうです。
副	会 長	申請書で他人になりすまして、取り出したとかっていうやつね。住民票の写しを取ったというの…？それとも、それは住民基本台帳法の罰則になるの…？今、住民基本台帳どうなってるんですか、なりすまして取ったのは処罰されるんですか。過ち料か、なんかやっぱり、かけるんでしょうな、これ…。それとも、もっと重い刑罰…、詐欺か、何かになるの…？他人になりすまして、まんまと他人の住民票の写しを取ったというのは何になるんですか。
副	会 長	住民基本台帳法の中に何かあるんじゃないですかね。
委	員	それは、多分、住民票を不正で取ったっていうのは、住民基本台帳法の処罰の対象が何かになるんでしょね。一般の詐欺とか、そんな人にはならんわけですか。
委	員	詐欺罪ではないですね。
委	委員長	財産的なものでないとあかんわけやね。詐欺は。
委	委員長	ただ、保険証かなんかを騙しとったら、詐欺にしてみましたけど。
委	委員長	ああ、保険証ね。保険証というのは、財産的価値があるの？
委	員	いや、無いやつでも詐欺になる場合がある。流通性がなくても。たしか

会 長	保険証って、騙し取ったら詐欺になると...
委 員	まあ、これは死んだ人の遺族やとか何とかと言って、死んだ人の情報を取り出すとか、そういうのをいってるわけやね。
委 員	それとか、公務員を脅かすとか。
委 員	不正な手段やから、脅かすとかそういうのもあるわね。そういう規定はこれまでないわけや。
委 員	ないですね。つまり、これはほとんど何らかの犯罪が成立する場合がありますよね。私文書偽造とか...
委 員	なるほど。私文書偽造とかになるわけや。
委 員	人の名前語って申請書に書くと、私文書偽造ですから。何らかの犯罪が既に成立してる場合がありますよね。それ以外に広くこういう行為を規制しようということでしょうね。
会 長	整理していくと、ひとつは、法律が処罰の対象としているというものを川西の条例が処罰の対象とすべきかどうかという問題があるけども、概ね法律が処罰しているのに条例が処罰しないっていうのはつじつまが合わないっていうことではいけません。だから法律が少なくとも処罰の対象の対象にしているものが、やっぱり処罰の対象として、盛り込むべきだというのがひとつあるわね。その点はどうですかね。やっぱりそれでいくべきでしょうね。ということは、今抜け落ちてるものは、皆ピックアップするということで、今ピックアップされているものが、53条、54条と整合してないのをどうするかっていうことになるわけやね。53条、54条を活かして、今の規定は皆改めるということで、無くしてしまうということでもいいのか。今の条例の規定を活かして、53条、54条の趣旨というのをそこに反映するようにするかっていう話でしょ。どっちが手っ取り早いかっていう話なんですよ。
委 員	まず条文を活かしたままで、53、54、55に該当するものを入れるのは無理ですわ。言葉が無茶苦茶になって、何を処罰するのかわからなくなります。
委 員	基本的なスタンスが全然違いますから。法と条例の世代的な差がありますからね。いっそのこと法に合わせたほうが、簡単は簡単ですよ。ただ、その場合はあとで、漏れたやつがないかどうか精査する必要がありますけど。
会 長	そうすると、議論をいろいろいただいたけれどもですな、結果としては審議会で審議した結果、現在の川西市の個人情報の条例の罰則は全部改めて、国の法律の罰則の規定に横並びにすべしという提言をするということで、一応、検討を終えたということになるといいわけですね。
副 会 長	いいです。極めて、明快です。
副 会 長	条文の作り方については、テクニカルなことやから、法制文書課なんかそここのところでやってくれればいいんで、我々としては、提言として、そういうふうに言ったらいいと。これは、よそでもそんな提言になるところがあるね...
副 会 長	思い切って直しといたら、それでいいのと違いますか。
副 会 長	例えば、罰則について、実施機関の職員及び個人情報取扱事務受託者の従事者等について、行政機関法と同様の趣旨の罰則規定を設けることが適当であると。これは大阪府のやつで、大阪府域以外で行われた行為についても、罰則規定をできる旨の規定を設けることが適当であると。それから、2番目に審議会委員に対する処罰ということで、審議会委員に対する守秘義務違反の罰則の法定刑を国と同等に引き上げることが適当であると。3番目に開示請求者に対する処罰と、開示請求者に対して、行政機関法と同趣旨の罰則規定を設けることが適当であると。それだけ

委員	<p>提言してるわけや。それでいいわけや。そうしたら、それで一応意見がまとまったということで、よろしいですか。</p> <p>ちょっといいですか。今日話題になっていた、言葉の問題ですね。盗用とか、収集とか、あるいは提供。そういったものについても、一定やはり見解を示しておく必要があるか、中身を相当詳しく話し合ったと思いますし、個人的秘密とはというのが、保護条例の手引きの中にあるんですけど、前の個人的秘密という解釈で、現在でもいいのかどうか、一般に知られていない事実であって、それが一般に知られることが、一定の利益の侵害になると、客観的に考えられるものをいい、これが個人のプライバシーに係る秘密ということであると。そのレベルの規定でいいのかどうか。ちょっと、やっぱり今の時代のプライバシーとか、個人の秘密に係ることというのは、相当突っ込んだところに来てるかなと。客観的にとかといっても、本人は認めないのとちがうかなというところがあるから、もうちょっと規定として、あるいは解釈するんだったら、その中身も、もうちょっとさわっておく必要があるのかなと思って、期待していたんですけど...</p>
委員	<p>法律用語としての個人的秘密というのは、多分この定義だと思います。だから、実際の現実の個人情報保護法は、その個人的秘密ではなくて、個人の秘密に変えています。</p>
委員会	<p>そうですね。個人の秘密ですね...</p> <p>個人の秘密とかね、現在の法律で定義規定というのがあるんですけど、定義規定ではその定義をしているものではないですか。個人情報とか、あるいは個人情報データベースとか、個人情報取扱事業者ですとか、保有個人情報とか定義はあるけど、秘密の定義とか、そんなのは法律の規定では定義し難い。</p>
委員会	<p>委員 秘密の規定はないですね。</p> <p>委員長 盗用とかそういうものも、定義がしていないね。</p> <p>委員 一般的な解釈・運用基準でしょうね。</p> <p>委員長 それは一般的な解釈・運用で明らかにしていくというような対象になってるような感じなんですけど、それを予め定義しておかないといけませんかね...</p>
委員	<p>委員 個人的秘密というのとだいぶ違いますからね。個人の秘密というのと。文言が変えてあるという。</p>
委員	<p>委員 多分、この辺、裁判所の判決があって、実質秘を個人的秘密と呼ぶのかなんとか...。それを使ってるんじゃないかと思うんですよ。</p>
委員	<p>委員 それやったらいいです。だけど、前の個人的秘密というのはあんまり、意味はなさないことになりますね。</p>
委員	<p>委員 学説ではね、客観秘と主観秘という対立があるんですよ。秘密の概念についてね。</p>
委員	<p>委員 みんなが、これは秘密やろと思うことと、私にとっては秘密なんだという点が違うという。</p>
委員	<p>委員 みんなが知ってても、自分は秘密にしたいというのが秘密だという考え方もあるですよ、それを主観秘、主観的秘という概念なんですけどね。私はその立場なんですわ。少数説なんですけどね。</p>
委員会	<p>委員 名前とか電話番号なんかでもみんな知ってても、それは私は、秘密にしたいと、私の個人の秘密と。</p> <p>委員長 現在は、だから個人的秘密っていう言葉はあまり使われないうことやね。個人の秘密と。</p>
委員会	<p>委員 その点は結構です。</p> <p>委員長 ですから、法律に横並びするっていうことを提言すると、それを作る、川西の場合なんていうんですした？条例を作る時に作業するのは、法制文</p>

事 務 局 長	<p>書課といるんですか。 いいえ。総務課です。 その総務課が条文を作ることになるわけですよ。その時には、たぶん個人的秘密というのではなく、個人の秘密という言葉を採用するというふうに思うんですけど、我々はそこまで指摘せないかんのか、先ほど言ったように、条文の規定みたいなものがあつたら、いろいろコメントできるわけだけれども、そこまで細かい提言をするんじゃないという話になれば方向性を提案すればいいんで、さっきのような、大阪府の審議会の提言のようないい方をすると、あとは条文を作る作業は総務課のほうで、その提言の趣旨を踏まえてやってもらえばいいということかなと思いますけどね。</p>
委 員 長	<p>一つ問題にするとすればですね、市民の秘密に限定するかですよ。ただ市民の秘密なんて言葉を使っているとこってあるの？ ないでしょう。ないでしょうけれども、川西の個人情報保護条例だから。宝塚市民の秘密は保護する必要はない、ということで。市民の秘密というふうに限定するかですよ。</p>
委 員 長	<p>まあ、条文の言葉の問題というのは議会の審議の対象ですから、我々がここで討議する問題ではないんでね。 だから条文はやっぱり、市の条文を手がけるプロがいるわけだから、そこに委ねるといことですよ。具体的な条文化したときに、気になるんだつたら、我々にも相談してもらったらいいわけですけども、提言は提言として、条文までここで作って提言するということは、通常やらないからね。ですから、さっきのようなことでどうでしょうか…。</p>
事 務 局 員	<p>最後によろしいでしょうか。法の横並びで条例も作っていきなさいというようにご提言をいただく予定にはなってるんですけど、法の国外犯につきましては、国の機関ですので、国外にも当然そういう国の機関があるであろう、だからそこで犯したものはこの法を適用しますよというのはよくわかるんですが、市の段階で市域を越えて適用しますよという規定を設けて、これ実益というものはあまりないのではないかなと思うんですけど、そこら辺はあるんですか？</p>
委 員	<p>宇治市の漏洩事件ありましたでしょ。あれで、問題になったんですよ。それは、市が業者に委託しまして、業者からCD-ROMが何か預かったんですよ。本社が大阪の北区が何かにあります、そこで雇ったアルバイトがその本社で漏らしたんです。宇治市内で漏らしたんじゃないんですよ。</p>
事 務 局 員	<p>それは、受託業務に従事したというような文言だけでは処罰できない？ 私はできると思うんです。</p>
事 務 局 員	<p>ただ、条例は基本的に地域的限定がありますから、川西市以外では適用できないんで。 わかるんですけど。ただ委託先というのは、ほとんどが市外の場合が多いわけですよ。その場合は、現行の川西市の保護条例でも多分処罰は、対象にはなつておるとは思うんですけど。</p>
委 員	<p>そこはね、いろんな考え方なんですよ、川西で行為か結果が起これば、条例が問題なく適用できるんですわ。宇治市の場合は、行為が大阪市内ですよ、問題は結果がどこで発生したかってことなんですわ。私なんかの考えは、個人情報の漏洩というのは、どこであろうと結果は宇治市で起こってるんだというふうに思ってるんですわ。宇治市民の秘密が、情報が漏らされたんだから、結果は宇治市であつても起つてるんだと、そうすると行為が市街であつても条例は適用できるというふうに私は考えてるんですけどね、そういうふうな考え方と、もう一つは、やっぱり結果は外で起こってるんだという考え方あつて、その辺は解釈で</p>

会 長	<p>ってというか、理論的に争いがあるんですわ。だから、こういう明文規定を置いておくと、その辺の疑義が解消されますんでね。問題なく適用できるようにするとは思いますがね。そういうメリットはあります。</p>
委 員	<p>つまり、川西の職員の方が川西の市民の情報が入ってるフロッピーをとって、DVDか知らんけど、それを持ち出してね、大阪市内でよその者に渡したとかっていう場合、通常はそれは区域外の場合も処罰するって書いてなかったら、処罰はできないって話になるの？</p>
会 長	<p>私はできると思います。でも、できないという考え方もあるんですよ。宇治市の時は、京都地検がその意見だったんですよ。それはもう域外適用できないという意見だったんですよ。</p>
委 員	<p>大阪府の条例の改正の時もそれをやるって言ってますね。実施機関の職員、受託事務従事者又はこれらのものであった者が、大阪府域外において正当な理由もなく、個人情報提供等を行う行為についても、罰則規定を適用できる旨の規定を設けますということで、パブリックコメントしてますね。ですから、それはそういう方向と違いませんか。今は...</p>
委 員 一 同	<p>そういう規定を設けておくと、疑義はなくなります。 自分とこの情報を持ち出して、よその区域で人に売ったりするのも見逃さないということとそこで規定しとくということになるんじゃないんですか。国外までとはよう言わんけど。国外版にあたるような、川西市域外で、そういう提供等を行った場合も処罰するという罰則を設けるとい...。どうですか...。いいんじゃないですか、これで。我々の提言としては、処罰の規定を設けるのが妥当だということ提言やと思うんです。それでよろしいですか。</p>
委 員 長	<p>はい。 他に何かご指摘とかありませんか。 まあ、法定刑ですかね。1年以下と3万円以下という...</p>
委 員 長	<p>科す罰則のね。これはどうなんでしょうかね。よその自治体の罰則も程度というのを変えてるといふのがあるんですか。とにかく、重くすることは、まずちょっとできないわけですからね。軽くすることはいけるのかな。</p>
委 員 長	<p>法律より下は大丈夫です。 下はいけるのやね。でも、軽くする理由っていうのはないもんね、あまり...</p>
委 員 一 同	<p>軽くする理由っていうのは、あまり見い出せないからね。だから結局どうなんでしょうか、従来は1年以下の懲役又は3万円の罰金だったのが、一挙に100万円になっちゃうわけや、1年が2年になると。そういう話だな。罰則の規定についての検討というの、いろいろとご意見があって、研究会的になったんですけど、最終的には、国の法律と同じような条文の立て方にするというのと、国の法律が処罰の対象としていて現在の川西の条例では処罰の対象となっていない事項については、処罰の対象にするということが妥当だと。川西市域以外で、提供等の行為が行われた場合も処罰の対象にする旨の規定を設けるといふのが妥当であると。そういうふうに提言をするという提言の文書を作ってもらったらいいですよね。他に何か罰則についてでなくてもいいんですけど、何かご意見ありませんか...。それでは、一応これで今回の川西市の個人情報保護条例の改正の審議というの、終えたいと思いますけど、よろしいでしょうか。</p>
委 員 一 同	<p>はい。 今後のことなんですけれども、答申書として、審議会としてまとめていただくんですけど、もちろん原案のほうは、事務局のほうで作成させていただくわけなんですけれども、その辺の最終的な終いといたしますか</p>

<p>会 長</p>	<p>それはどのようにさせていただきましたらよろしいでしょうか。例えば答申の原案を事務局のほうで作成して、もう一度、皆さんに見ていただいて、ご確認をいただく。もしくは会長・副会長に委ねていただいて、調整をした上で答申としていただく。そのほかにもあるかと思うんですけれども...</p>
<p>事務局</p>	<p>だからね、我々に全部配って頂くというのはね、今回審議したことで、提言をする、提言の文書ですわ。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。それで、その提言の文書を最終的にどのようなかたちでまとめさせていただくのかということで...</p>
<p>委 員</p>	<p>それは、これまで他のところでもあるような、そういうかたちにするかね、以前に川西の個人情報条例を直した時に提言してるでしょ。それと同じようなものにするかということ、それでいいんじゃないですか。それで、でき上がった文書を先生方二人にチェックしてもらって、おしまいにするのか。我々も全部チェックしたうえで、最終的に先生の判を押してもらうのかと。</p>
<p>会 長</p>	<p>それは、やっぱり後者でしょうね。本来的には提言の文書が、ここで最終的に確定するということが必要なわけなんでね。提言をするものは全員に配っていただいて、目を通していただいて、何か指摘する点があれば事務局へ指摘していただいて、それをとりまとめて、会長・副会長のほうへ見せていただいて、確定するということでさせていただいたらいいんじゃないですか。提言の全文は、全部委員にお配りしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>それは、各戸別にお送りをして、もうこういう会は開かずして、個別に行わせていただいてよろしいものか、もう一度、最終的に最後にお集まりいただいて、皆さんにお配りして、そこでOKをもらうのか、そのへんはどちらの方がよろしいでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>内容は審議したわけですから、あとは文書がそれを反映してるかどうかということでしょう。ですから、わざわざ集まるほどのことではないような気がしますけどね。どうですか...</p>
<p>委 員</p>	<p>会長に一任をします。</p>
<p>委 員</p>	<p>わざわざ集まって、提言の文書を決定するっていう所作はなくても、持ち回りでいいんじゃないですか。そんなんでやらせていただいたらと思います。</p>
<p>委員一同</p>	<p>はい。</p>
<p>事務局</p>	<p>わかりました。</p>
<p>会 長</p>	<p>それじゃ、一応、皆様のご協力を得まして、今回の川西個人情報保護条例の整備についてという市長さんからの諮問については、何とか答申を作ることができるということで、答申の具体的なものは、事務局のほうで用意していただいて、委員の皆さんに配っていただくと、目を通していただいて、我々の審議したことが反映されているかどうかということをチェックしていただいて、ご指摘の点があったら、事務局のほうに連絡いただくと。そういうことを踏まえて、最終的には私とか副会長にご一任いただくということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>はい。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>委 員</p>	<p>それでは、本日の審議会はこれで閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。</p>